

国土交通省からの通達等により、取扱いが変更になる事項について

はじめに

従来、私ども経営状況分析センターでは、経営状況分析の実施に際し、明文化された規定等があれば、当然にこれにしたがい、また、明文の規定がないものについては、会計理論的に正しいとされている処理方法若しくは、経営状況分析の趣旨に照らして妥当と考えられる処理方法にしております。さらに、弊社で判断しかねる事項については、国土交通省に確認の上、取扱いを定めておりました。

今般、国土交通省が各登録経営状況分析機関において、取扱いが異なるケースがあることを認識し、各分析機関で統一的な取扱いとするため、各分析機関に対して通達を出しました。

この通達の各項目の中には、従来の弊社での取扱いと異なる部分もありますので、ご留意いただく必要がございます。

なお、以下の文章中、意見にわたる記述は私見であることをあらかじめ申し添えます。

1. 減価償却費の取扱い

「当期減価償却実施額」は、有形固定資産および無形固定資産に係る減価償却費の金額を計上します。国土交通省からの通達等により、以下のようなケースも、減価償却費の算入対象となることになりました。

- ① 一括償却資産の減価償却費（法人税申告書別表 16 (6) で当期損金算入額に計上されているもの）
- ② 法人税申告書添付の決算書で、税務上の繰延資産として計上したのも、建設業財務諸表上、有形固定資産または無形固定資産に計上したものの減価償却費。
- ③ 取得価額が 10 万円未満の減価償却資産を、減価償却費として損金算入されたもの。
- ④ 中小企業者等が平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に取得した取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を、減価償却費として損金算入されたもの。

このうち、①は、弊社では従来から「減価償却実施額」として取扱ってきたものです。

②は、税務上の繰延資産は、本来その性格に応じて、有形固定資産、無形固定資産または投資その他の資産に計上すべきものと考えられますが、有形固定資産または無形固定資産に計上し、かつ、減価償却費として計上した場合には、これを認めることを明らかにしたものです。

③、④については、取得年度に全額費用計上するものですから、本来的には、キャッシュフローの構成要素としての減価償却実施額に含めるべきではないものと考えますが、国土交通省からの通達によれば、これらも減価償却費として計上している限り、「実施額」に含めてよい取扱いとなっています。

2. 短期貸付金の確認資料

短期貸付金の疑義が発生し、法人税申告書添付決算書及び同勘定内訳書を依頼した際には、以下のいずれかの資料も提出いただくこととなりました。

- ① 金銭消費貸借契約書または、借用証書
- ② 短期貸付金の総勘定元帳

3. 手形売却損の取扱い

手形売却損は、支払利息・割引料に含めて計上することになります。

従来、受取手形を銀行等の金融機関で割引いた場合、手形額面と実際の入金額との差額は、支払利息と同様の性格を有するものとして、通常、「支払利息割引料」として処理されてきましたが、企業会計上は「金融商品会計基準」が適用されてから、当該差額は、「手形売却損」とすることとされました。しかし、経営状況分析においては、Y 点の計算上は、「手形売却損」であっても、支払利息の金額に含めて計算されることが明確になりました。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)